平成２４年（フ）第１３３号
堺市堺区山本町１丁20番地１　1514号
債務者　村井　峰子（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
大阪府藤井寺市林２丁目３番27号
債務者　阿部　敏夫
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５号
北海道岩見沢市南町６条２丁目８番１号
債務者　伊藤　伸一
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第６号
北海道岩見沢市南町６条２丁目８番１号
債務者　保科　浄江
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１４号
北海道室蘭市母恋北町２丁目４番11号、前住所北海道函館市万代町１番５号
債務者　高橋　謙一
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字大坪72番地の１　県営住宅11棟７号
債務者　大羽　恵美
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
新潟県上越市木田２丁目８番３―301号　スタフィリア301号
債務者　棟方いづみ
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第３１４２号
名古屋市緑区作の山町161番地
債務者　信興商会こと　一條　清信
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５４号
愛知県日進市浅田町上ノ山１番地11　グランレイム赤池201
債務者　髙倉久美子（旧姓岩切）
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１４号
名古屋市天白区鴻の巣２丁目1502番地　グローヒル153―101号
債務者　青木　　三
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９７号
名古屋市中川区尾頭橋３丁目２番17号　グレイス尾頭橋1003号
債務者　加藤　龍子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９３号
愛知県一宮市猿海道１―20―３　グリーンシャトル２―101、住民票上の住所愛知県一宮市浅野字花ノ木22番地１
債務者　越野　賢治
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１４５号
大阪府枚方市野村中町22番１―103号
債務者　寺地加奈子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２４号
大阪府八尾市黒谷２丁目169番地
債務者　重山　正信
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９５号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目22番13号パークハイツ203号、前住所大阪市住吉区苅田９丁目16番21―310号
債務者　佐野みゆき
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７６号
大阪府東大阪市上四条町12番10号
債務者　大照　勝三
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７８号
大阪府東大阪市横小路町４―８―14　メイトーラス3105号、住民票上住所大阪府東大阪市横小路町４丁目２番３号　グランドハイム山本403号
債務者　桑島香奈絵
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部